

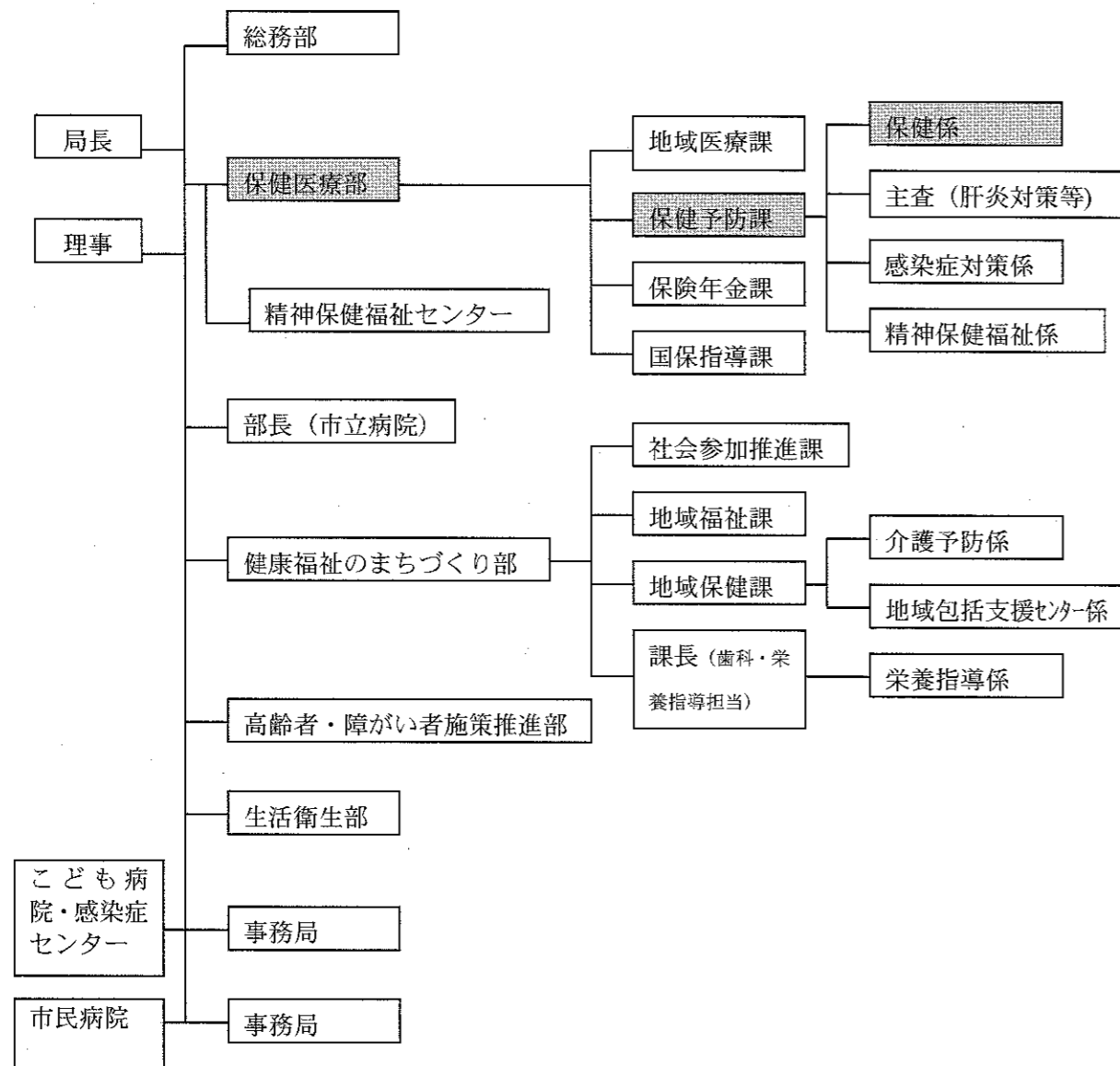
健康日本 21 福岡市計画推進会議の所管課の変更について

平成 22 年度の福岡市保健福祉局の組織変更に伴い、「健康日本 21 福岡市計画推進会議」の所管課が変更となったため、下記のとおり設置要綱の改正を行う。

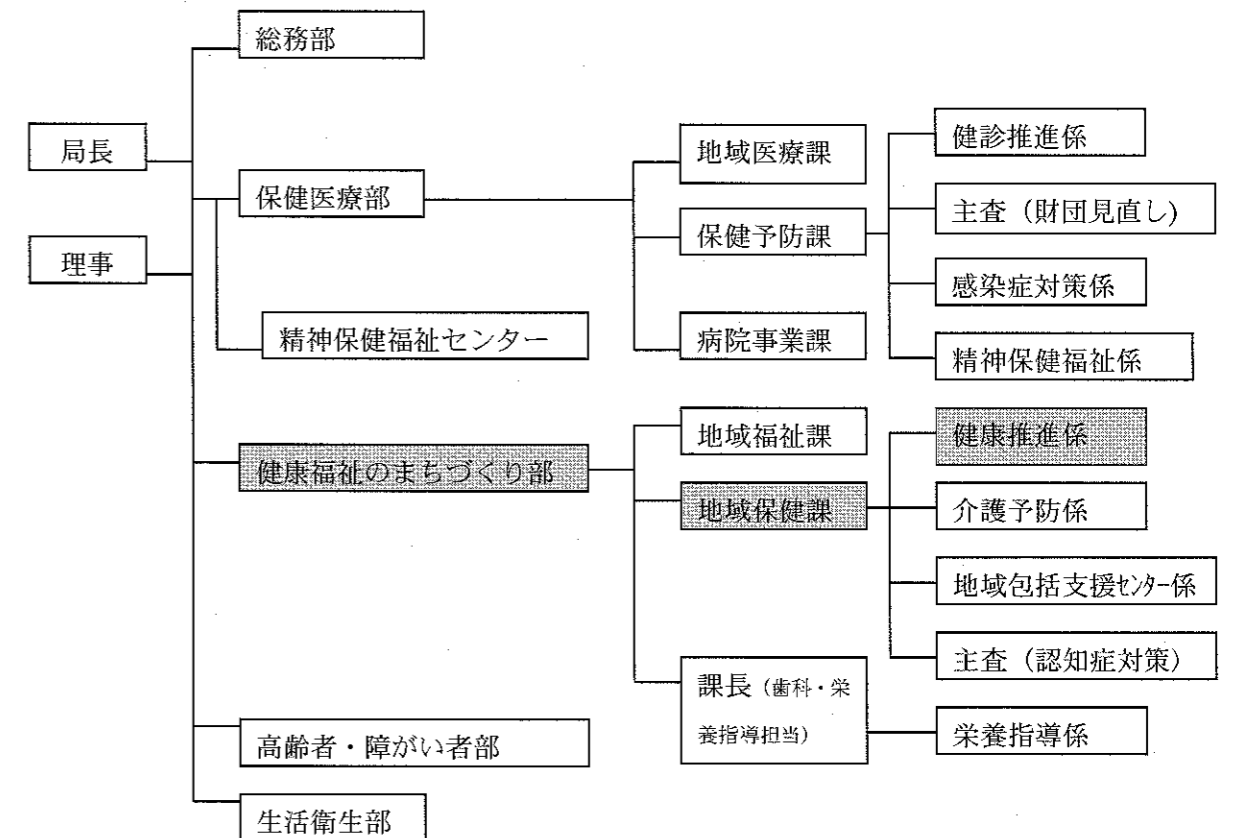
| 現行 |
|---|
| (庶務) 第 7 条 会議の庶務は、保健福祉局保健医療部保健予防課において行う。 |

| 改正案 |
|---|
| (庶務) 第 7 条 会議の庶務は、保健福祉局健康福祉のまちづくり部地域保健課において行う。 |

平成 21 年度福岡市保健福祉局の組織図



平成 22 年度福岡市保健福祉局の組織図



健康日本21福岡市計画推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 すべての福岡市民が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、行政、地域、企業、関係団体などがそれぞれの役割を理解し、市民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援し、健康日本21福岡市計画（以下「計画」という。）を推進することを目的として、健康日本21福岡市計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 会議は、計画目標を達成するために進行管理を行うとともに幅広い見地から検討を行い、実践的な取り組みを図る。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会議を招集し、議長となる。

4 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 副会長は、会長があらかじめ指名する者をもって充てる。

6 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

7 委員に事故等があるときは、委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 会議委員の任期は、会議の解散までとし、補欠により選任された委員に任期についても同様とする。ただし、特別の事由のある時は、この限りではない。

(会議)

第5条 会長は、会議を召集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議を召集するときは、あらかじめ開催日時、場所及び会議に付する事案を委員に通知するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、事案の説明及び資料の説明を求めることができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要に応じ、専門的な事項を調査審議するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、会議委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会は、会議委員の外、会長が指名する臨時委員で構成する。

4 専門部会には、部会長を置く。

5 部会長は、会長が指名する。

6 部会長は、専門部会の調査審議の結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉局健康福祉のまちづくり部地域保健課において行う。

附則

1 この要綱は、平成14年 9月27日から施行する。

2 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

3 この要綱は、平成16年 2月10日から施行する。

4 この要綱は、平成18年 1月26日から施行する。

5 この要綱は、平成22年 9月29日から施行する。